

# 令和5年度における 納税環境整備に関する改正 について(上)

甲田圭人

## はじめに

令和5年度税制改正では、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、国際課税、納税環境整備等について所要の措置が講じられた。

これらのうち納税環境整備については、電子帳簿等保存制度の見直しを行うとともに、高額

な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ、一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備を行う等の措置が講じられている。

以下では、これらの法令改正の主な内容について説明することとする。

## 一 電子帳簿等保存制度の見直し

### I 改正前の制度の概要

#### 1 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存制度の概要

##### (1) 国税関係帳簿の電磁的記録による保存等

国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者（以下「保存義務者」という。）は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、次の要件の下、その電磁的記録の備付け及び保存をもってその帳簿の備付け及び保存に代えることができることとされている（電子帳簿保存法4①、電子帳簿保存法

規則2①）。

① 電子計算機処理システムの概要書等の備付け

電子計算機処理システムの概要を記載した書類その他そのシステムの開発に際して作成した書類等を備え付けることとされている（旧電子帳簿保存法規則2②一）。

② 見読可能装置の備付け等

国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所にその電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ